

社会福祉法人たこふじ福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たこふじ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 監事が、監査を行った場合 日当 10,000円
- (2) 役員及び評議員等が、評議員会、理事会へ参加した場合 日当 5,000円
- (3) 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会へ参加した場合 日当 5,000円

(報酬の総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

(出張経費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、日当及び旅費等（宿泊費を含む）を、別に定める「旅費規程」に基づき支給することができる。

(支給の日)

第6条 役員及び評議員の報酬及び旅費は、会議等の都度、支払うものとする。

(支給の方法)

第7条 報酬及び旅費は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人の申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、法人設立日（令和3年12月2日）より施行する。

役員・評議員等報酬

1 理事会出席

① 理事・・・・・・5,000円

② 監事・・・・・・5,000円

2 監事・監査出席

① 監事・・・・・・10,000円

3 評議員会出席

① 評議員・・・・・・5,000円

② 理事・・・・・・5,000円

4 評議員選任・解任委員会

① 評議員選任・解任委員・・・・・・5,000円